

社会保険

ほっかいど



2022
No. 475

1

January

2

February

INFORMATION

日本年金機構からのお知らせ P3

- 賞与支払届の提出漏れはありますか？
- 特定技能外国人を受け入れる際の手続き

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ P5

- 医療費のお知らせをお送りします
- こんな時は「第三者行為による傷病届」の提出が必要です
- インセンティブ制度について

社会保険協会支部だより P7

100年時代に備える マネープラン P8

- 相続登記の義務化 ほか



北海道の小動物～シマエナガ 札幌市

賀 正

本年も何卒よろしく
お願い申し上げます

一般財団法人 北海道社会保険協会

会 長

氏 家 和 彦

日本年金機構 札幌西地域代表年金事務所

所 長

鳥 井 裕 文

全国健康保険協会 北海道支部

支 部 長

大 場 久 夫

十勝岳連峰の日の出
と霧氷 美瑛町

年頭のあいさつ

一般財団法人北海道社会保険協会
会 長 氏 家 和 彦

新年あけましておめでとございます。
会員の皆様には、お健やかに新しい年をお迎えの
こととお慶び申し上げます。

旧年中は、当協会の事業運営に格別のご理解とご
協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によ
り、会員の皆様並びにご家族や職場をはじめ、様々
な分野で大きな不安と混乱が生じた年でもありまし
た。

これまでの間の皆様のご労苦をお察し申し上げま
すとともに、今後の速やかな収束を心より願ってお
ります。

さて、急速な少子高齢化社会のもと、豊かな老後
のため安心できる年金制度や医療保険制度等に対す
る期待とともに、その関心は益々高まっています。

このような情勢のもと、当協会といたしまして
は、会員の職場の方々の福利の増進、社会保険制度
の普及・発展向上を資することを目的に、日本年金
機構、全国健康保険協会等関係機関と緊密な連携を
図りながら、「広報紙」の発行及び「社会保険事務
講習会」「労働保険事務講習会」の開催による社会保
険制度等に係る知識の習得、「年金とナイスライフ
セミナー」「女性のための年金&ライフプランセミ
ナー」の開催による年金と生活設計のアドバイス、
「健康づくり講習会」の開催及び「健康づくりDV
D」の貸し出し、各種社会保険参考図書のパブリック
を実施してまいりました。

本年もこれらの事業を更に推進し、「皆様のため
の協会」であり続けるよう全力を傾注いたします。
引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお
願い申し上げます。

結びに、この一年の皆様方の益々のご活躍とご多
幸を心から祈念申し上げます、年頭のご挨拶とさ
せていただきます。

賞与支払届の提出漏れはありませんか？

～ 賞与支払届の提出は電子申請が便利です ～

被保険者および70歳以上被用者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要となります。

厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届出もれがないようご注意ください。

なお、本年度より「賞与支払届総括表」は廃止され、賞与不支給報告書が新設されています。

賞与支払予定月にいずれの被保険者および70歳以上被用者に対しても賞与を支給しなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出いただくようお願いいたします。

対象となる賞与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、**年3回以下の支給のもの**が対象となります。

なお、年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象とされます。

また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は、対象外となります。

留意事項

- 標準賞与額の上限は、健康保険は年度（4月～翌年3月）の累計額573万円、厚生年金保険は1か月あたり150万円です。
- 年度の途中で転勤・転職等により、被保険者資格の取得・喪失があった場合の標準賞与額の累計は保険者単位（協会けんぽ、健康保険組合等）で行います。
したがって、同一年度内で複数の被保険者期間がある場合は、同一の保険者である期間に決定された標準賞与額を累計することとなります。
- 育児休業等による保険料免除期間に支払われた賞与や資格喪失月に支払われた賞与（保険料賦課の対象とならない賞与）も賞与支払届を提出する必要があります。
この場合において決定された標準賞与額も年度の累計額に含まれます。
- 資格取得月と同月に資格喪失した場合、資格取得日から資格喪失日の前日までに支給された賞与については、保険料賦課の対象となりますので、賞与支払届を提出してください。

～ 賞与支払届の提出は電子申請が便利です ～

・日本年金機構では、電子申請の利用をお勧めしています。

「いつでも」「場所を選ばず」申請でき、「郵送費や紙の節約」にもなります。

詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

日本年金機構 電子申請

検索

電子申請は…



○届書書類の作成・申請

- ・いつでも申請可能！
- ・郵送コスト削減！



特定技能外国人を受け入れる際の手続き

～ 「特定技能」に係る社会保険関係の書類交付に関する手続き ～

特定技能外国人を受け入れる際や、特定技能外国人が在留資格変更・在留期間更新を行う際は、申請における添付書類の1つとして、地方出入国在留管理局に対して社会保険関係の保険料の納付状況を確認できる書類の提出が必要となっています。

保険料の納付状況を確認できる書類、また、その書類を日本年金機構が発行するために必要な申請は、以下のとおりです。

地方出入国在留管理局へ提出する書類

以下の「必要となる社会保険関係書類」を地方出入国管理局へ提出します。

<外国人本人にかかる書類>

地方出入国在留管理局における手続き	必要となる社会保険関係書類
<ul style="list-style-type: none"> 在留資格変更許可申請時 在留期間更新許可申請時 	<p>【従前から外国人本人が勤務している事業所が特定技能所属機関であって、かつ健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合は、以下の書類は不要です。】</p> <p>(1) 被保険者記録照会回答票</p> <p>(2) 国民年金保険料領収証書の写し（過去2年間分全て）または被保険者記録照会（納付Ⅱ）</p> <p>※国民年金保険料領収証書の写し（過去2年間分全て）を提出する場合、(1)の提出は不要です。</p>

<社会保険適用事業所にかかる書類>

地方出入国在留管理局における手続き	必要となる社会保険関係書類
<ul style="list-style-type: none"> 在留資格認定証明書交付申請時 在留資格変更許可申請時 在留期間更新許可申請時 	<p>健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（過去2年間分全て）または社会保険料納入状況照会回答票</p> <p>※納付の猶予が許可されている場合、「納付の猶予（特例）許可通知書」が必要となります。「納付の猶予（特例）許可通知書」の提出が困難である場合は、別途、猶予期間を証明する書類が必要となります。</p> <p>※健康保険組合管掌の適用事業所であって、領収証書の写しの提出が困難である場合は、日本年金機構が発行する社会保険料納入状況照会回答票に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類が必要となります。</p>

これらの提出書類を発行するためには・・・

日本年金機構への提出書類

以下の書類を日本年金機構に提出することで、各種書類が発行されます。

発行される書類	提出する書類
特定技能外国人本人の年金加入記録・国民年金保険料の納付記録	【特定技能・本人用】年金加入記録・国民年金保険料納付記録交付申請書
健康保険・厚生年金保険料の納付記録（社会保険適用事業所の場合）	【特定技能・適用事業所用】社会保険料納付記録交付申請書

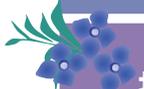
日本年金機構ホームページにその他詳細について掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

日本年金機構 特定技能

医療費のお知らせをお送りします

協会けんぽでは、年に1回、加入者の皆さまへご自身の治療等にかかった医療費を確認していただく「医療費のお知らせ」を事業所さま宛にお送りしています。

「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告の際に、領収書の提出に代わってご利用いただくことができ、「医療費のお知らせ」を添付すると、「医療費控除の明細書」の記入を省略することができます。

 発送時期	令和4年1月中旬から 令和4年2月初旬
 掲載内容	令和2年10月から 令和3年9月診療分

申告の際の注意

令和3年10月診療分から12月診療分、また「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費につきましては、医療機関からの領収書に基づき、「医療費控除の明細書」を作成のうえ、確定申告書に添付してご申告いただくこととなります。



お問い合わせ

医療費のお知らせ ▶▶▶ 協会けんぽ

確定申告（医療費控除）▶▶▶ 国税庁HP または 所轄の税務署

こんな時は「第三者行為による傷病届」の提出が必要です

私用中に発生した交通事故や暴力など、第三者（相手方）の行為によってケガをしたとき、保険証を使用して治療や健康保険給付の申請をする場合は、協会けんぽに「第三者行為による傷病届」を提出してください。



1 保険証を使って治療を受ける場合

「第三者行為による傷病届」が必要です。



事故発生状況や治療状況を記入します。

2 健康保険給付※の申請をする場合

※療養費、高額療養費、傷病手当金など

申請書



原因・負傷



第三者行為による傷病届



上記の書類が全て必要です。

なぜ届け出が必要なの？

第三者による疾病・負傷（ケガ）の治療費は、本来加害者が負担するべきものですが、業務災害や通勤途中の傷病でなければ、保険証を使用して治療を受けることもできます。この場合、本来相手が払うべき治療費を協会けんぽが立て替えることとなりますので、その費用を加害者または損害保険会社などに請求します。この請求に必要な事項を確認するため、届け出が必要となります。



インセンティブ制度について

協会けんぽでは、平成30年度より「インセンティブ（報奨金）制度」を導入しています。制度の詳細と北海道支部の順位を上げるために皆さまにお願いしたい取組内容をまとめましたので、ご一読ください。

制度の概要

- 全支部の健康保険料率の中に、新たに制度の財源（0.01%※）を盛り込みます。
※この0.01%は段階的に導入されます。令和3年度は0.007%となっています。
- 各支部の評価指標（下記5項目）の実績に応じて得点を付けます。
- 評価指標の合計得点上位23支部に、得点に応じたインセンティブ（報奨金）を付与して健康保険料率を引き下げます。

評価指標 5項目

記載の順位は令和2年度の実績になります。



事業主さまへ

- 協会けんぽの健診以外を実施されている場合は、健診結果データ（40歳以上）を提供願います。
- 事業所で特定保健指導を受けられるよう、環境整備にご協力願います。WEB面談も実施しています。
- 「要治療者（再検査含む）」の判定を受けた従業員の方に対し、医療機関への受診を促してください。

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/hokkaido>



100年時代に備える マネープラン

相続登記の義務化

不動産を所有している人が亡くなると、それを相続した人に名義を変える相続登記をする必要がありますが、現在、相続登記は義務ではないためそのまま放置されることも少なくありません。この相続登記について、2024年を目途に改正施行され義務化されることとなります。

ファイナンシャルプランナー
須藤臣（すどうとみ）



銀行、不動産会社勤務を経て1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演、執筆など多方面で活動中。個人相談は3000件以上

著書：『60歳からの生き生き術』『Only Oneの家づくり』（北海道新聞社）『生命保険見直しガイド』（日本実業出版社）など多数

所有者不明の土地の増加を解消

相続登記をしないまま長い年月が経って世代をまたぐと、子だけではなく孫、ひ孫と相続人が複雑に増えてしまい、所有者が分からない、所有者に連絡がつかないといった困った事態になります。その結果、売買が困難に

なり国や自治体による災害に備える工事や土地活用ができなくなってしまうのです。このような所有者不明の土地を解消するために、不動産登記法が改正されることになりました。

相続登記の義務化と罰則の制定

相続を知ってから3年以内に相続登記することが義務化されます。これに違反すると10万円以下の過料が課せられることとなります。

相続人が複数いて、遺産分割協議がスムーズに行かない場合もあるでしょう。今回の改正では、単独でも登記申請できる「相続人申

告登記」が創設されます。これは仮登記のようなものです。遺産分割協議に時間がかかりそうな場合に「とりあえず登記する」方法です。この相続人申告登記を早い時期に行うことでペナルティが課せられなくなります。後に遺産分割協議が成立したときには正式な相続登記をする必要があります。

氏名住所変更の義務化と罰則の制定

不動産を所有する人の氏名や住所が変わった場合、2年以内の「変更登記」が義務化されます。この変更登記をしないと5万円以下の過料が課せられることとなります。氏名や

住所が変わる場合は市町村役場の窓口で戸籍や転出入などの手続きをしますが、不動産の変更登記は法務局の窓口で行います。

改正施行前の相続にも適用

例えば、不動産を所有していた親が既に亡くなっていて、いまだに相続登記をしていない人もいることでしょう。2024年には施行される相続登記に関する法改正ですが、相続の発生が施行前であっても、改正施行の日から

3年以内に相続登記する必要があります。長く放置したままでいると過料を課せられる可能性もありますので、これを機会にできるだけ早めに相続登記を済ませておきましょう。